

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

公安委員会

- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 1
- 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則 110

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第4号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和7年3月6日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則）

第1条 警察署協議会に関する規則（平成13年宮城県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

警 察 署 協 議 会	委 員 の 定 数
宮城県仙台中央警察署協議会	10人

宮城県仙台南警察署協議会	10人
宮城県仙台北警察署協議会	10人
宮城県仙台東警察署協議会	10人
宮城県泉警察署協議会	10人
宮城県若林警察署協議会	10人
宮城県石巻警察署協議会	10人
宮城県塩釜警察署協議会	10人
宮城県気仙沼警察署協議会	6人
宮城県佐沼警察署協議会	6人
宮城県登米警察署協議会	4人
宮城県河北警察署協議会	4人
宮城県南三陸警察署協議会	4人
宮城県古川警察署協議会	8人
宮城県大和警察署協議会	8人
宮城県栗原警察署協議会	6人
宮城県遠田警察署協議会	5人
宮城県鳴子警察署協議会	4人
宮城県加美警察署協議会	5人
宮城県岩沼警察署協議会	9人
宮城県大河原警察署協議会	7人

宮城県白石警察署協議会	5人
宮城県角田警察署協議会	5人
宮城県亘理警察署協議会	5人

(警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則)

第2条 警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

交 番 の 名 称 及 び 位 置

警 察 署 名	名 称	位 置
仙台中央警察署	国分町交番	仙台市青葉区国分町二丁目9番23号
	仙台駅交番	仙台市青葉区中央一丁目1番1号
	本町交番	仙台市青葉区本町二丁目21番2号
	東二番丁交番	仙台市青葉区一番町二丁目1番3号
	五橋交番	仙台市青葉区五橋一丁目6番8号
	大町交番	仙台市青葉区桜ヶ岡公園1番1号
	長町交番	仙台市太白区長町南一丁目1番22号
	郡山交番	仙台市太白区郡山四丁目8番21号
	南仙台交番	仙台市太白区中田五丁目3番20号
	東中田交番	仙台市太白区袋原六丁目1番2号
仙台南警察署	八木山交番	仙台市太白区八木山香澄町3番31号

仙台北警察署	西多賀交番	仙台市太白区富沢二丁目20番17号
	山田交番	仙台市太白区山田上ノ台町7番77号
	木町通交番	仙台市青葉区木町通一丁目7番47号
	八幡交番	仙台市青葉区八幡三丁目1番54号
	宮町交番	仙台市青葉区宮町四丁目2番43号
	小松島交番	仙台市青葉区小松島四丁目7番10号
	通町交番	仙台市青葉区青葉町6番1号
	荒巻交番	仙台市青葉区荒巻本沢二丁目11番6号
	双葉ヶ丘交番	仙台市青葉区双葉ヶ丘一丁目45番10号
	中山交番	仙台市青葉区中山三丁目20番17号
仙台東警察署	愛子交番	仙台市青葉区落合二丁目11番5号
	南吉成交番	仙台市青葉区吉成一丁目2番30号
	仙台駅東口交番	仙台市宮城野区榴岡二丁目1番17号
	総合グラウンド前交番	仙台市宮城野区宮城野二丁目11番6号
	苦竹交番	仙台市宮城野区苦竹一丁目7番1号
	東仙台交番	仙台市宮城野区東仙台二丁目18番36号
	幸町交番	仙台市宮城野区大槻11番10号
	高砂交番	仙台市宮城野区福室二丁目5番14号
	鶴ヶ谷交番	仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目19番地の2
	仙台北港交番	仙台市宮城野区中野五丁目6番18号

泉警察署	泉交番	仙台市泉区七北田字東裏29番地
	長命ヶ丘交番	仙台市泉区長命ヶ丘二丁目22番地の11
	将監交番	仙台市泉区将監八丁目1番1号
	寺岡交番	仙台市泉区寺岡一丁目25番地の5
	南光台交番	仙台市泉区南光台七丁目1番1号
	向陽台交番	仙台市泉区向陽台五丁目20番13号
若林警察署	根白石交番	仙台市泉区根白石字下町42番地の18
	若林中央交番	仙台市若林区遠見塚二丁目12番12号
	卸町交番	仙台市若林区卸町四丁目3番地の1
	連坊交番	仙台市若林区連坊二丁目2番46号
	河原町交番	仙台市若林区舟丁64番地の13
	荒井交番	仙台市若林区荒井二丁目2番地の14
石巻警察署	六郷交番	仙台市若林区六郷2番1号
	石巻駅前交番	石巻市穀町13番8号
	中里交番	石巻市南中里三丁目15番31号
	湊交番	石巻市伊原津二丁目1番23号
	蛇田交番	石巻市恵み野一丁目8番地1
	大街道交番	石巻市築山一丁目1番65号
塩釜警察署	女川交番	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地3
	矢本交番	東松島市矢本字河戸33番地1
気仙沼警察署	渡波交番	石巻市さくら町五丁目7番地2
	尾島町交番	塩竈市港町二丁目9番7号
	塩釜駅前交番	塩竈市東玉川町7番3号
	新浜町交番	塩竈市新浜町一丁目6番28号
	利府交番	宮城郡利府町中央三丁目10番地4
	多賀城交番	多賀城市中央三丁目1番1号
佐沼警察署	松島交番	宮城郡七ヶ浜町湊浜一丁目2番地の6
	七ヶ浜交番	宮城郡七ヶ浜町湊浜一丁目2番地の6
	松島交番	宮城郡松島町松島字浪打浜6番地の1
	佐沼中央交番	気仙沼市本町一丁目2番32号
	署所在地交番	登米市迫町佐沼字中江五丁目11番地5
	中田交番	登米市中田町宝江黒沼字下道72番地12
古川警察署	署所在地交番	登米市登米町寺地目子待井265番地
	署所在地交番	石巻市相野谷字杉ヶ崎20番地
	署所在地交番	本吉郡南三陸町志津川字新井田34番地166
	古川駅前交番	大崎市古川駅前大通二丁目6番13号
	古川西交番	大崎市古川飯川字熊野3番地
	三本木交番	大崎市三本木蟻ヶ袋字混内山1番地7
鹿島台交番	鹿島台交番	大崎市鹿島台平渡字上戸12番地4
	署所在地交番	黒川郡大和町吉田字北谷地27番地の1

大和警察署	富谷交番	富谷市富谷高屋敷50番地 1
	成田交番	富谷市成田四丁目28番地17
栗原警察署	署所在地交番	栗原市志波姫南堀口58番地
	若柳幹部交番	栗原市若柳字川南南大通 2 番地13
	栗駒交番	栗原市栗駒岩ヶ崎下小路62番地 2
遠田警察署	署所在地交番	遠田郡美里町 藤ヶ崎一丁目81 番地
	涌谷幹部交番	遠田郡涌谷町字柳町17番地10
鳴子警察署	署所在地交番	大崎市鳴子温泉字車湯92番地12
	岩出山交番	大崎市岩出山字二ノ横138 番地
加美警察署	署所在地交番	加美郡加美町字裏103番地 1
岩沼警察署	署所在地交番	岩沼市末広二丁目 1 番23号
	増田交番	名取市増田五丁目18番30号
	高館交番	名取市高館吉田字長六反130番地の 3
大河原警察署	館腰交番	名取市植松四丁目18番10号
	大河原駅前交番	柴田郡大河原町大谷字町向116番地 3
	柴田交番	柴田郡柴田町船岡東四丁目 6 番 5 号
白石警察署	白石駅前交番	白石市字沢目15番地21
角田警察署	署所在地交番	角田市角田字扇町 5 番地 7
	丸森交番	伊具郡丸森町字鳥屋30番地 2
亶理警察署	署所在地交番	亶理郡亶理町字旧館61番地21

別表第2を次のように改める。
別表第2（第3条関係）

駐在所の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
仙台中央警察署	亀岡駐在所	仙台市青葉区川内亀岡町48番地
	生出駐在所	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬中23番地の 3
仙台南警察署	茂庭台駐在所	仙台市太白区茂庭台四丁目 1 番 1 号
	湯元駐在所	仙台市太白区秋保町湯向29番地の21
	桜ヶ丘駐在所	仙台市青葉区桜ヶ丘六丁目19番 1 号
仙台北警察署	熊ヶ根駐在所	仙台市青葉区熊ヶ根字町一番の四4番地の 3
	大沢駐在所	仙台市青葉区高野原四丁目11番地の 1
仙台東警察署	今市駐在所	仙台市宮城野区岩切一丁目13番 6 号
	洞ノ口駐在所	仙台市宮城野区岩切字青津目125番地の 9
泉警察署	泉ヶ丘駐在所	仙台市泉区泉ヶ丘四丁目 8 番33号
	大瓜駐在所	石巻市大瓜字亀山待井38番地 4
	小野駐在所	東松島市小野字町裏58番地の 2
	野蒜駐在所	東松島市野蒜ヶ丘二丁目12番地 1
石巻警察署	河南駐在所	石巻市広瀬字町29番地
	前谷地駐在所	石巻市前谷地字上樓屋 6 番地の 3
	和淵駐在所	石巻市和淵字日照 1 番地
	鹿又駐在所	石巻市鹿又字新田町浦16番地

塩釜警察署	牡鹿駐在所	石巻市鮎川浜清崎山6番地7
	皆谷駐在所	宮城郡利府町皆谷台三丁目1番地1
	品井沼駐在所	宮城郡松島町幡谷字吉崎46番地の3
	鹿折駐在所	気仙沼市新浜町一丁目4番21号
気仙沼警察署	松岩駐在所	気仙沼市松崎浦田165番地1
	新月駐在所	気仙沼市松川前133番地
	階上駐在所	気仙沼市長磯前林73番地5
	大島駐在所	気仙沼市廻館120番地5
	唐桑駐在所	気仙沼市唐桑町明戸215番地1
	本吉駐在所	気仙沼市本吉町津谷館岡97番地3
佐沼警察署	大谷駐在所	気仙沼市本吉町寺谷21番地11
	北方駐在所	登米市迫町北方字富永109番地10
	新田駐在所	登米市迫町新田字狼ノ久31番地14
	米山駐在所	登米市米山町西野字西裏10番地
	中津山駐在所	登米市米山町中津山字明神前13番地2
	吉田駐在所	登米市米山町字桜岡上待井259番地10
登米警察署	高石駐在所	登米市南方町西山成前71番地2
	東郷駐在所	登米市南方町瀬ノ淵58番地5
	石越駅前駐在所	登米市石越町南郷字西門沖48番地2
	長根駐在所	登米市石越町北郷字長根131番地16

登米警察署	東和駐在所	登米市東和町米川字飯土井16番地6
	柳津駐在所	登米市津山町柳津字本町125番地
	横山駐在所	登米市津山町横山字本町34番地9
	豊里駐在所	登米市豊里町新田町197番地
河北警察署	大谷地駐在所	石巻市小船越字後8番地1
	二俣駐在所	石巻市大森字小待井下18番地4
	大川駐在所	石巻市福地字大正13番地2
	雄勝駐在所	石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地28
	桃生駐在所	石巻市桃生町寺崎字寺崎9番地1
	櫻崎駐在所	石巻市桃生町櫻崎字荒戸73番地4
南三陸警察署	神取駐在所	石巻市桃生町神取字土手前37番地1
	北上駐在所	石巻市北上町十三浜字小田93番地35
	戸倉駐在所	本吉郡南三陸町戸倉字沖田53番地58
	入谷駐在所	本吉郡南三陸町入谷字中の町192番地9
古川警察署	歌津駐在所	本吉郡南三陸町歌津字枅沢39番地6
	宮沢駐在所	大崎市古川宮沢字弁天前30番地
	長岡駐在所	大崎市古川荒谷字本町東140番地2
	富永駐在所	大崎市古川富長字山王49番地1
古川警察署	清滝駐在所	大崎市古川清水沢字長泥10番地1
	松山駐在所	大崎市松山千石字南亀田226番地

大和警察署	田尻駅前駐在所	大崎市田尻沼部字富岡浦 6 番地 3
	大貫駐在所	大崎市田尻大貫字上曲田50番地 7
	宮床駐在所	黒川郡大和町宮床字中野47番地
	鶴巣駐在所	黒川郡大和町鶴巣北日大崎字塚167番地の 8
	落合駐在所	黒川郡大和町落合相川字若木前60番地
	吉田駐在所	黒川郡大和町吉田字柿木54番地の 3
	大衡駐在所	黒川郡大衡村大衡字爪木47番地35
	大郷駐在所	黒川郡大郷町中村字屋鋪75番地の 1
	金成駐在所	栗原市金成沢辺往還下 2 番地 9
	有壁駐在所	栗原市金成有壁大日前32番地10
栗原警察署	尾松駐在所	栗原市栗駒稲屋敷大鳥13番地 4
	沼倉駐在所	栗原市栗駒松倉貴船 2 番地 4
	文字駐在所	栗原市栗駒文字葛峰10番地 1
	鷺沢駐在所	栗原市鷺沢南郷下久保前 2 番地 2
	瀬峰駐在所	栗原市瀬峰桃生田 4 番地 2
	高清水駐在所	栗原市高清水中町30番地 4
	玉沢駐在所	栗原市築館字照越浅松沢 3 番地
	志波姫駐在所	栗原市志波姫沼崎東原20番地 3
	富野駐在所	栗原市築館字城生野地蔵堂31番地 4
	花山駐在所	栗原市花山字本沢北ノ前37番地 1
遠田警察署	一迫駐在所	栗原市一迫真坂字高橋 3 番地17
	小牛田駐在所	遠田郡美里町牛飼字御蔵場 4 番地 1
	北浦駐在所	遠田郡美里町北浦字道祖神 7 番地 2
	中淬駐在所	遠田郡美里町中淬字卯時18番地
	猪岡駐在所	遠田郡涌谷町猪岡短台字川畑二25番地 2
	小里駐在所	遠田郡涌谷町小里字鹿の子10番地14
	南郷駐在所	遠田郡美里町木間塚字中央 1 番地
	鬼首駐在所	大崎市鳴子温泉鬼首字原35番地 1
	真山駐在所	大崎市岩出山字上真山要害 4 番地12
	池月駐在所	大崎市岩出山池月字下宮苗代目31番地 8
	小野田駐在所	加美郡加美町字長檜49番地 6
	西小野田駐在所	加美郡加美町字味ヶ袋大善檀 5 番地 1
	宮崎駐在所	加美郡加美町宮崎字東町 6 番地 2
	四釜駐在所	加美郡色麻町四釜字町86番地 1
	王城寺原駐在所	加美郡色麻町大字上新町170番地
	清水駐在所	加美郡色麻町清水字香ノ木前25番地 3
	千貫駐在所	岩沼市松ヶ丘四丁目 3 番地の13
	早股駐在所	岩沼市早股字松原333番地
	下野郷駐在所	岩沼市下野郷字館外 2 番地の14
岩沼警察署	関上駐在所	名取市関上西二丁目 7 番地の13

大河原警察署	下増田駐在所	名取市美田園七丁目18番地の8
	金ヶ瀬駐在所	柴田郡大河原町金ヶ瀬字町32番地1
	槻木駐在所	柴田郡柴田町槻木下町二丁目7番37号
	川崎駐在所	柴田郡川崎町大字前川字裏丁16番地3
	青根駐在所	柴田郡川崎町青根温泉2番地23
	村田駐在所	柴田郡村田町大字村田字西田59番地3
	鎌先駐在所	白石市福岡蔵本字鎌先一番40番地6
	越河駐在所	白石市越河五賀字海道下3番地3
	白川駐在所	白石市白川津田字越田前126番地52
	小原駐在所	白石市小原字中倉30番地4
白石警察署	宮駐在所	刈田郡蔵王町宮字町43番地
	遠刈田駐在所	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字仲町36番地
	永野駐在所	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北50番地8
	平沢駐在所	刈田郡蔵王町大字平沢字寺前48番地
	関駐在所	刈田郡七ヶ宿町字関20番地5
	湯原駐在所	刈田郡七ヶ宿町字湯原2番地1
	枝野駐在所	角田市島田字光畑127番地
	桜駐在所	角田市佐倉字小山東167番地
	藤尾駐在所	角田市尾山字横町6番地3
	東根駐在所	角田市平貫字塚田1番地1

角田警察署		北郷駐在所	角田市岡字駅前南27番地1
		西根駐在所	角田市高倉字新町102番地
		筆甫駐在所	伊具郡丸森町筆甫字中井2番地3
		大内駐在所	伊具郡丸森町大内字登木戸33番地1
		大張駐在所	伊具郡丸森町大張大蔵字台30番地3
		田沢駐在所	亶理郡亶理町逢隈田沢字浜道37番地3
		浜吉田駅前駐在所	亶理郡亶理町吉田字大谷地72番地562
亶理警察署		荒浜駐在所	亶理郡亶理町荒浜字我妻49番地5
		山下駐在所	亶理郡山元町山寺字石田44番地17
		山下駅前駐在所	亶理郡山元町つばめの杜二丁目1番地7
		坂元駐在所	亶理郡山元町坂元字町東1番地12

別表第4を次のように改める。

別表第4（第4条関係）

仙台中央警察署

名 称	受 持 区 域
国分町交番	仙台市青葉区のうち一番町二丁目（7番及び12番から14番まで）、大町二丁目（1番から4番まで）、立町（1番から4番まで）、12番から16番まで及び25番から27番まで、二日町（1番、2番及び6番）
仙台駅交番	仙台市青葉区のうち花京院一丁目、中央一丁目（1番（8号及び10号）を除く。）、中央二丁目（1番、6番及び11番）、中央三丁目（1番、6番及び7番）、中央四丁目（1番、9番及び10番）、宮町一丁目（2番から6番まで）
本町交番	仙台市青葉区のうち花京院二丁目、上杉一丁目（1番から5番まで）、上杉三丁目（1番から3番まで）、上杉四丁目（1番）、錦町一丁目、錦町二丁目（1番及び5番）、本町一丁目から本町三丁目まで、宮町一丁目（1番）
	仙台市青葉区のうち

東二番丁交番	一番町一丁目から一番町三丁目まで、大町一丁目、中央二丁目（2番から5番まで及び7番から10番まで）、中央三丁目（2番から5番まで及び8番から10番まで）、中央四丁目（2番から8番まで）
五橋交番	仙台市青葉区のうち 五橋一丁目、五橋二丁目、片平二丁目、北目町、米ヶ袋一丁目から米ヶ袋三丁目まで、中央一丁目（1番（8号及び10号））、土樋一丁目
大町交番	仙台市青葉区のうち 青葉山、大手町、片平一丁目、花壇、川内（1番地及び26番地）、川内追廻15番）、霊屋下、川内新橋一丁目、川内大工町、川内中ノ瀬町、川内明神橋一丁目、川内鍛冶通、桜ヶ岡公園、立町（5番から11番まで及び17番から24番まで）、支倉町（1番）
亀岡駐在所	仙台市青葉区のうち 荒巻（青葉及び三居沢）、川内（1番地及び26番地を除く）、川内亀岡北裏丁、川内亀岡町、川内三十人町、川内元支倉、川内山屋敷

仙台南警察署

名 称	受 持 区 域
長町交番	仙台市太白区のうち 大野田一丁目から大野田五丁目まで、大野田、鹿野一丁目から鹿野三丁目まで、鹿野本町、砂押町、砂押南四丁目まで、根岸町、二ツ沢（1番から9番まで）、南大野田、門前町
郡山交番	仙台市太白区のうち あすと長町一丁目からあすと長町四丁目まで、郡山一丁目から郡山八丁目まで、郡山、諏訪町、八本松一丁目、八本松二丁目、東大野田、東郡山一丁目、東郡山二丁目
南仙台交番	仙台市太白区のうち 中田一丁目から中田七丁目まで、西中田一丁目から西中田七丁目まで、柳生一丁目から柳生七丁目まで、柳生
東中田交番	仙台市太白区のうち 四股丸、中田町、東中田一丁目から東中田六丁目まで、袋原一丁目から袋原六丁目まで、袋原
八木山交番	仙台市太白区のうち 青山一丁目、青山二丁目、大槻町、恵和町、越路、桜木町、長町（越路）、長瀬、萩ヶ丘、二ツ沢（1番から9番までを除く。）、松ヶ丘、向山一丁目から向山四丁目まで、茂ヶ崎一丁目から茂ヶ崎四丁目まで、八木山香澤町、八木山東一丁目、八木山東二丁目、八木山本町一丁目、八木山本町二丁目、八木山松波町、八木山緑町、八木山弥生町、若葉町
西多賀交番	仙台市太白区のうち 芦ノ口、泉崎一丁目、泉崎二丁目、大谷地、金剛沢一丁目から金剛沢三丁目まで、土手内一丁目から土手内三丁目まで、富沢一丁目から富沢四丁目まで、富沢（金剛沢を除く。）、富沢西一丁目から富沢西五丁目まで、富沢南一丁目、富沢南二丁目、富田、西多賀一丁目から西多賀五丁目まで、富沢西の平一丁目、富沢西の平二丁目、三種峯一丁目、三種峯二丁目、緑ヶ丘一丁目から緑ヶ丘四丁目まで

山田交番	仙台市太白区のうち 鉤取一丁目から鉤取四丁目まで、鉤取、鉤取本町一丁目、鉤取本町二丁目、上野山一丁目から上野山三丁目まで、佐保山、太白一丁目から太白三丁目まで、富沢（金剛沢）、日本平、羽黒台、旗立一丁目から旗立三丁目まで、人米田一丁目から人米田三丁目まで、ひより台、御堂平、茂庭（生出森、生出森東、佐保山東、佐保山西及び佐保山北）、八木山南一丁目から八木山南六丁目まで、山田、山田上ノ台町、山田北前町、山田自由ヶ丘、山田新町、山田本町
生出駐在所	仙台市太白区のうち 坪沼、茂庭一丁目、大堤、梨野中、梨野東、佐保山東、佐保山西、佐保山北、立石、矢倉木、矢倉木、銅谷沢、鍋田、高田東、高田西、沼原及び萱ヶ崎
茂庭台駐在所	仙台市太白区のうち 茂庭一丁目から茂庭台五丁目まで、茂庭（大堤、梨野東、梨野中、梨野西、梨野北、馬越石、立石、矢倉木、銅谷沢、鍋田、高田東、高田西、高田東、高田西、沼原及び萱ヶ崎）
湯元駐在所	仙台市太白区のうち 秋保町境野、秋保町長袋、秋保町馬場、秋保町湯向、秋保町湯元

仙台北警察署

名 称	受 持 区 域
木町通交番	仙台市青葉区のうち 柏木二丁目、上杉一丁目（6番から17番まで）、上杉二丁目、木町通一丁目、木町通二丁目、星陵町、堤通雨宮町（1番から11番まで）、支倉町（2番から4番まで）、広瀬町（1番から5番まで）、二日町（3番から5番まで及び7番から18番まで）
八幡交番	仙台市青葉区のうち 荒巻（青葉及び三居沢を除く。）、具ヶ森一丁目から具ヶ森六丁目まで、国見一丁目から国見八丁目まで、子平町、角五郎一丁目、角五郎二丁目、八幡一丁目から八幡七丁目まで、広瀬町（6番から9番まで）
宮町交番	仙台市青葉区のうち 梅田町、小田原四丁目から小田原八丁目まで、上杉三丁目（4番から9番まで）、上杉四丁目（2番から6番まで）、上杉五丁目、上杉六丁目、小松島一丁目、東照宮一丁目、東照宮二丁目、中江一丁目、中江二丁目、錦町二丁目（2番から4番まで）、福沢町、宮町二丁目から宮町五丁目まで
小松島交番	仙台市青葉区のうち 旭ヶ丘一丁目から旭ヶ丘四丁目まで、小松島二丁目から小松島四丁目まで、小松島新堤、台原五丁目（3番から14番まで）、17番及び18番）、台原六丁目（2番から13番まで）、台原七丁目、高松一丁目から高松三丁目まで
通町交番	仙台市青葉区のうち 青葉町、柏木一丁目、柏木三丁目、北山一丁目（1番から19番まで）、北山二丁目、北山三丁目、木町、三条町、昭和町、千代田町、堤通雨宮町（12番）、通町一丁目、通町二丁目、新坂町
荒巻交番	仙台市青葉区のうち あけぼの町、荒巻神明町、荒巻中央、荒巻本沢一丁目から荒巻本沢三丁目まで、菊田町、北山一丁目（20番から24番まで）、堤町一丁目、堤町二丁目、

	堤町三丁目（1番から7番まで）、葉山町、東勝山二丁目、東勝山三丁目、水の森一丁目から水の森四丁目まで、山手町
双葉ヶ丘交番	仙台市青葉区のうち 北根一丁目から北根四丁目まで、北根黒松、鷹ヶ森一丁目、鷹ヶ森二丁目、台原一丁目から台原四丁目まで、台原五丁目（1番、2番、15番、16番及び19番）、台原六丁目（1番）、台原森林公園、堤町三丁目（8番から30番まで）、東勝山一丁目、藤松、双葉ヶ丘一丁目、双葉ヶ丘二丁目
中山交番	仙台市青葉区のうち 川平一丁目から川平五丁目まで、滝道、中山一丁目から中山九丁目まで、西勝山
愛子交番	仙台市青葉区のうち 愛子中央一丁目から愛子中央六丁目まで、折沼一丁目から折沼六丁目まで、落合一丁目から落合六丁目まで、上愛子（蛇ヶ原、榎、上町、塩柄、峯岸、岩元、北内、館ノ内）、中齊（蛇ヶ原、車、二岩、橋本、岩元、大岩（1番地から3番地まで）、平治、街道、北原道上、樋田、青見、辺田、立石、月見、中道、麓道上、下愛子、西花苑一丁目、西花苑二丁目、錦ヶ丘一丁目から錦ヶ丘九丁目まで、茂庭
南吉成交番	仙台市青葉区のうち 幸沢（権現森山（東北自動車道の東側）、横向山（東北自動車道の東側）、吉成山（東北自動車道の東側）、吉成、吉成東及び吉成西）、国見ヶ丘一丁目から国見ヶ丘七丁目まで、中山宮一丁目から中山台四丁目まで、中山台四、中山吉成一丁目から中山吉成三丁目まで、南吉成一丁目から南吉成七丁目まで、吉成一丁目から吉成三丁目まで、吉成台一丁目、吉成台二丁目、臨済院
桜ヶ丘駐在所	仙台市青葉区のうち 桜ヶ丘一丁目から桜ヶ丘九丁目まで
熊ヶ根駐在所	仙台市青葉区のうち 幸沢（吉地、柿崎、下清水、八幡、中田西、下窪、田尻、宅地、柿崎下、柿崎中、柿崎東、柿崎南、座当、蛇ヶ原、榎、上町、塩柄、峯岸、岩元、大岩（1番地から3番地まで）、中齊、芋郷、雷神、車、二岩、橋本、岩元、辺田、立石、月見、連南、北原、小塩前、青勝森、新宮前、神明、大五郎、宝前、立石、月見、中道、麓道上、前郷、宮下、宮前及び屋敷前を除く。）、熊ヶ根、作並、ニツカ、新川
大沢駐在所	仙台市青葉区のうち 赤坂一丁目から赤坂三丁目まで、芋沢（吉地、柿崎、下清水、八幡、中田西、下窪、田尻、宅地、柿崎下、柿崎中、柿崎東、柿崎南、座当、下清水、中田、田中、中田東、吉地中、二尺木、権現森山（東北自動車道の東側）、吉成山（東北自動車道の東側）、吉成山（東北自動車道の東側）、吉成東及び吉成西を除く。）、高野原一丁目から高野原四丁目まで、みやぎ台一丁目からみやぎ台五丁目まで、向田

仙台東警察署

名 称	受 持 区 域
	仙台市宮城野区のうち

仙台駅東口交番	小田原一丁目から小田原三丁目まで、小田原本丁、小田原弓ノ町、花京院通、車町、清水沼一丁目から清水沼三丁目まで、榴岡一丁目から榴岡四丁目まで、鉄砲町東、名掛丁、二十八町、東六番丁、元寺小路
総合グラウンド前交番	仙台市宮城野区のうち 五輪一丁目、五輪二丁目（1番から11番まで）、榴岡五丁目（10番）、西宮城野、二十人町通、森野町一丁目から森野町四丁目まで、原町一丁目、原町二丁目、原町三丁目（1番から3番まで）、原町四丁目、原町南目、東宮城野、宮城野一丁目から宮城野三丁目まで、宮千代一丁目から宮千代三丁目まで
苦竹交番	仙台市宮城野区のうち 銀杏町、扇町一丁目から扇町七丁目まで、五輪一丁目（12番から15番まで）、新田五丁目、仙石、苦竹一丁目から苦竹四丁目まで、原町三丁目（4番から8番まで）、原町五丁目、原町六丁目、原町苦竹、日の出町一丁目から日の出町三丁目まで、平成一丁目、平成二丁目、南目館
東仙台交番	仙台市宮城野区のうち 小鶴一丁目から小鶴三丁目まで、小鶴、新田一丁目から新田四丁目まで、新田東一丁目から新田東五丁目まで、燕沢一丁目、燕沢二丁目（1番から9番まで、19番、20番及び24番から28番まで）、燕沢三丁目、燕沢、燕沢東一丁目から燕沢東三丁目まで、東仙台一丁目から東仙台七丁目まで、松岡町
幸町交番	仙台市宮城野区のうち 安養寺一丁目から安養寺三丁目まで、大槻、蟹沢、幸町一丁目から幸町五丁目まで、二の森、榊江
高砂交番	仙台市宮城野区のうち 岩切（引目）、栄一丁目から栄五丁目まで、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目から田子西三丁目まで、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、中野（北上及び高橋前）、福住町、福田町一丁目から福田町四丁目まで、福田町南一丁目、福田町南二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室（泉道前、境四番、向川原及び比谷地）
鶴ヶ谷交番	仙台市宮城野区のうち 自由ヶ丘、燕沢二丁目（10番から18番まで及び21番から23番まで）、鶴ヶ谷一丁目から鶴ヶ谷八丁目まで、鶴ヶ谷（国道4号仙台バイパスの西側地域（国道4号仙台から鶴ヶ谷北一丁目、鶴ヶ谷北二丁目、鶴ヶ谷東一丁目から鶴ヶ谷東四丁目まで）
仙台港交番	仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目まで、岡田、岡田西町、蒲生一丁目から蒲生五丁目まで、蒲生、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台港北一丁目、仙台港北二丁目、中野一丁目から中野五丁目まで、中野（北上及び高橋前を除く。）、福室（泉道前、境四番、向川原及び比谷地を除く。）、港一丁目から港五丁目まで
今市駐在所	仙台市宮城野区のうち 岩切一丁目から岩切三丁目まで、岩切（七北田川の南側の地域のうち、引目を除く。）、鶴ヶ谷（国道4号仙台バイパスの東側の地域）
洞ノ口駐在所	仙台市宮城野区のうち 岩切（七北田川の北側の地域）、岩切分台一丁目から岩切分台三丁目まで

泉警察署

名 称	受 持 区 域
泉 交 番	仙台市泉区のうち 泉中央一丁目から泉中央四丁目まで、市名坂（天神沢（38番地から48番地まで）を除く。）、松陵一丁目から松陵五丁目まで、高玉町、鶴が丘一丁目から鶴が丘四丁目まで、天神沢一丁目、天神沢二丁目、七北田（赤生津、欠下、駕籠沢、菅間宮林、堰、七ツ沼、東裏、日野、古内、古川、朴木沢、白水沢、菅町、道及び柳）、歩坂町、本田町、松森（後沢、後田、浦田、上河原、河原、青兵衛、坂下、中河原、長舩、中道、新ヶ沢、前坂、新田、住吉、園場、太子堂、堤下、中河原、前ヶ沢、中道、新ヶ沢、前坂、前田、明神、八沢及び不動を除く。）、友愛町
長命ヶ丘交番	仙台市泉区のうち 泉中央南一丁目から上谷刈六丁目まで、上谷刈（向原を除く。）、実加茂一丁目から加茂五丁目まで、北中山一丁目から北中山四丁目まで、加沢（中山南及び中山北）、長命ヶ丘一丁目から長命ヶ丘六丁目まで、長命ヶ丘東、西中山一丁目、西中山二丁目、虹の丘一丁目から虹の丘四丁目まで、古内、みずほ台、南中山一丁目から南中山六丁目まで
将監交番	仙台市泉区のうち 明石、将監一丁目から将監十三丁目まで、将監殿一丁目から将監殿五丁目まで、七北田（郷北沢、野山、笹、滝原、殿林、新田、新道、丹波沢及び山ノ寺）、野村
寺岡交番	仙台市泉区のうち 明通一丁目から明通三丁目まで、明通四丁目（12番地の1を除く。）、桂一丁目から桂四丁目まで、北高森一丁目から高森八丁目まで、寺岡一丁目から寺岡四丁目まで、紫山一丁目から紫山五丁目まで 孝苑（2番2及び2番3）
南光台交番	仙台市泉区のうち 旭丘堤一丁目、旭丘堤二丁目、上谷刈（向原）、黒松一丁目から黒松三丁目まで、七北田（念仏、杉ノ田、高柳、田中、八乙女及び境）、南光台一丁目から南光台七丁目まで、南光台東一丁目から南光台東三丁目まで、南光台南一丁目から南光台南三丁目まで、東黒松、松森（後沢、後田、新田、上河原、河原、青兵衛、坂下、刺松、沢目、下河原、陣ヶ原、前坂、前田、住吉、園場、太子堂、堤下、中河原、長舩、中道、新ヶ沢、前坂、前田、明神、八沢及び不動）、八乙女一丁目から八乙女四丁目まで、八乙女中央一丁目から八乙女中央五丁目まで
向陽台交番	仙台市泉区のうち 仙台南一丁目から明石南六丁目まで、市名坂（天神沢（38番地から43番地まで））、永和台、向陽台一丁目から向陽台五丁目まで、七北田（寺沢）、山の寺一丁目から山の寺三丁目まで
根白石交番	仙台市泉区のうち 朝日一丁目、朝日二丁目、小角、実沢（中山南及び中山北を除く。）、住吉台東一丁目から住吉台東五丁目まで、住吉台西一丁目から住吉台西四丁目まで、西田中、根白石、福岡、朴沢、館一丁目から館七丁目まで
泉ヶ丘駐在所	仙台市泉区のうち 明通四丁目（12番地の1）、泉ヶ丘一丁目から泉ヶ丘五丁目まで、大沢一丁目から大沢三丁目まで、七北田（大沢）

若林警察署

名 称	受 持 区 域
若林中央交番	仙台市若林区のうち 一本杉町、木ノ下一丁目から木ノ下五丁目まで、樫木通、白根町、志波町、遠見塚一丁目から遠見塚三丁目まで、中倉まで、丁目から中倉三丁目まで、新丁、東新丁、古城一丁目から古城三丁目まで、保春院前丁、南小泉一丁目から南小泉四丁目まで、大和町一丁目から大和町五丁目まで
鉦町交番	仙台市若林区のうち 鉦町一丁目から鉦町五丁目まで、鉦町東一丁目から鉦町東五丁目まで、鶴代町、目四町、六丁の目渠角及び細谷、六丁の目北町、六丁の目南町、六丁の目南町
連坊交番	仙台市若林区のうち 荒町、石垣町、石名坂、五橋三丁目、裏柴田町、五十人町、三谷入町、二軒茶屋、東七番丁、東八番丁、東九番丁、南鍛冶町、元茶畑、弓ノ町、連坊一丁目、連坊二丁目、連坊小路
河原町交番	仙台市若林区のうち 河原町一丁目、河原町二丁目、穀町、新弓ノ町、豊屋丁、堰場、八軒小路、舟丁、文化町、若林一丁目から若林七丁目まで
荒井交番	仙台市若林区のうち 荒井一丁目から荒井八丁目まで、荒井（境東、北遼十丁、松岡及び十呂盤を除く。）、荒井東一丁目、荒井東二丁目、堂井南、荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、霞目、霞目一丁目から伊在三丁目まで、霞目、霞目一丁目、霞目二丁目、霞目、浦町、下飯田（屋敷東2番地、長喜城、遠堀、塚東、なないろの里一丁目からなないろの里三丁目まで、六丁目（左近堀、柳堀東、柳堀南、地藏前及び南）、六丁の目元町
六郷交番	仙台市若林区のうち 荒井（境東、北遼十丁、松岡及び十呂盤）、飯田、井土、今泉一丁目、今泉二丁目、今泉、沖野一丁目から沖野七丁目まで、沖野、上飯田一丁目から上飯田四丁目まで、上飯田、三本塚、下飯田（屋敷東2番地を除く。）、四郎丸、種次、日辺、藤塚、二本、六郷

石巻警察署

名 称	受 持 区 域
石巻駅前交番	石巻市のうち 旭町、泉町一丁目から泉町四丁目まで、鑄銭場、駅前北通り一丁目から駅前北通り四丁目まで、大手町、門脇町一丁目から門脇町五丁目まで、穀町、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋、末広町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、千石町、田代浜、立町一丁目、立町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、中央一丁目から中央三丁目まで、真山一丁目から真山五丁目まで、中瀬、南光町一丁目、錦町、西山町、羽黒町一丁目、羽黒町二丁目、雲雀野町一丁目、日和が丘一丁目から日和が丘四丁目まで、双葉町、南浜町一丁目から南浜町四丁目まで、南谷地、山下町一丁目、山下町二丁目、真山町
石巻市のうち	大橋一丁目から大橋三丁目まで、開北一丁目から開北四丁目まで、水明北

中里交番	一丁目から水明北三丁目まで、水明南一丁目、水明南二丁目、中里一丁目から中里七丁目まで、東中里一丁目から東中里三丁目まで、水神一丁目から水神三丁目まで、南中里一丁目から南中里四丁目まで、元倉一丁目、元倉二丁目
湊交番	石巻市のうち 伊原津一丁目、伊原津二丁目、鹿妻北一丁目から鹿妻北三丁目まで、鹿妻本町一丁目、鹿妻南一丁目から鹿妻南五丁目まで、川口町一丁目、川口町三丁目、魚町一丁目から魚町三丁目まで、大門町三丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、松並一丁目、松並二丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、湊一丁目から湊東三丁目まで、明神町二丁目、吉野町一丁目から吉野町三丁目まで
蛇田交番	石巻市のうち 西平一丁目から西平五丁目まで、あけぼの二丁目からあけぼの三丁目まで、あけぼの北一丁目、あけぼの北二丁目、あゆみ野一丁目からあゆみ野五丁目まで、向陽町一丁目から向陽町五丁目まで、新境町一丁目、新境町二丁目、のぞみ野一丁目からのぞみ野五丁目まで、蛇田、丸井戸一丁目から丸井戸三丁目まで、恵み野一丁目から恵み野六丁目まで、わかば一丁目からわかば三丁目まで
大街道交番	石巻市のうち 浦屋敷南三丁目まで、大街道北一丁目から大街道北四丁目まで、大街道西一丁目から大街道西三丁目まで、大街道東一丁目から大街道東四丁目まで、大街道南一丁目から大街道南五丁目まで、門脇、潮見町、重吉町、新館南、築山一丁目、中屋敷二丁目、南光町三丁目、新館一丁目から新館三丁目まで、西浜町、雲雀野町二丁目、三河町、三ツ股一丁目から三ツ股四丁目まで、明神南
女川交番	牡鹿郡女川町
矢本交番	東松島市のうち あおい一丁目からあおい三丁目まで、赤井、大楯、大曲、小松、みそら一丁目、みそら二丁目、矢本
渡波交番	石巻市のうち 伊勢町、宇田川町、大宮町、萩浜、折浜、狐崎浜、後生橋、小竹浜、小楸浜、幸町、塩富町三丁目、新成一丁目から新成三丁目まで、竹浜、塩富町一丁目から塩富町三丁目まで、月浦、長浜町、流留、沼津、浜松町、福貴浦、牧浜、松原町、真野、万石町、永沼、三和町、桃浦、渡波、渡波町一丁目から渡波町三丁目まで
大瓜駐在所	石巻市のうち 井内、大瓜、新栄一丁目、新栄二丁目、高木、根岸、美園一丁目から美園三丁目まで、南境
小野駐在所	東松島市のうち 牛網、小野、川下、上下堤、高松、西福田、新田、根占、浜市
野蒜駐在所	東松島市のうち 浅井、大塚、新東名一丁目から新東名四丁目まで、野蒜、野蒜ヶ丘一丁目から野蒜ヶ丘三丁目まで、宮戸
河南駐在所	石巻市のうち 北村、須江、広湖

前谷地駐在所	石巻市のうち 前谷地（山崎及び御蔵場を除く。）
和淵駐在所	石巻市のうち 前谷地（山崎及び御蔵場）、和淵
鹿又駐在所	石巻市のうち 鹿又
牡鹿駐在所	石巻市のうち 網地浜、鮎川大町、鮎川浜、鮎川浜丁、大原浜、大谷川浜、給分浜、十八成浜、小網倉浜、奇機浜

塩釜警察署				
名 称	受 持 区 域			
尾島町交番	塩竈市のうち 旭町、芦畔町、一森山、浦戸石浜、浦戸桂島、浦戸寒風沢、浦戸野々島、尾島町、海岸通、牛生町、佐浦町、新富町、真山通一丁目から真山通三丁目まで、中の島、錦町、舟入一丁目、舟入二丁目、港町一丁目、港町二丁目、南町、宮町、本町			
塩釜駅前交番	塩竈市のうち 栗坂、石堂、泉ヶ岡、泉沢町、大田向町、香津町、後楽町、権現堂、栄町、桜ヶ丘、清水沢一丁目から清水沢四丁目、白菊町、白萩町、袖野田町、玉川一丁目から玉川三丁目まで、月見ヶ丘、西玉川町、西町、野田、母子沢町、東玉川町、南錦町、向ヶ丘			
新浜町交番	塩竈市のうち 青葉ヶ丘、石田、伊保石、今宮町、梅の宮、櫛町一丁目から櫛町三丁目まで、庚塚、北浜一丁目から北浜四丁目まで、越の浦一丁目、越の浦二丁目、越の浦、小松崎、新浜町一丁目から新浜町三丁目、杉の入一丁目から杉の入四丁目まで、でで、千賀の台一丁目から千賀の台三丁目まで、松陽台三丁目、長沢、長沢町、藤倉一丁目から藤倉三丁目まで、松陽台一丁目から松陽台三丁目まで、みのが丘			
利府交番	宮城郡利府町のうち 青葉台一丁目から青葉台三丁目まで、青山一丁目から青山四丁目まで、赤沼、春日、加瀬、沢乙、沢乙東、しらかし台一丁目からしらかし台六丁目まで、新中道一丁目から新中道三丁目まで、中央一丁目から中央三丁目まで、花園一丁目から花園三丁目まで、葉山一丁目、葉山二丁目、皆の丘、森郷、利府			
多賀城交番	多賀城市のうち 大代一丁目から大代六丁目まで、笠神一丁目から笠神五丁目まで、下馬一丁目から下馬五丁目まで、栄一丁目から栄四丁目まで、桜木一丁目から桜木三丁目まで、高崎一丁目から高崎三丁目まで、高崎、中央一丁目から中央三丁目まで、鶴ヶ谷一丁目から鶴ヶ谷三丁目まで、伝上山一丁目から伝上山四丁目まで、留ヶ谷一丁目から留ヶ谷三丁目まで、中野、東田中一丁目、東田中二丁目、東田中、町前一丁目から町前四丁目まで、丸山一丁目、丸山二丁目、宮内一丁目、宮内二丁目、明月一丁目、明月二丁目、八幡一丁目から八幡四丁目まで			
南宮交番	多賀城市のうち 市川、浮島一丁目、浮島二丁目、浮島、山玉、城南一丁目、城南二丁目、			

	高橋一丁目から高橋五丁目まで、高橋、南宮、新田
七ヶ浜交番	宮城郡七ヶ浜町
松島交番	宮城郡松島町のうち 磯崎、桜渡戸、高城、手櫛、根廻、初原、松島
菅谷駐在所	宮城郡利府町のうち 飯士井、神谷沢、菅谷、菅谷台一丁目から菅谷台四丁目まで
品井沼駐在所	宮城郡松島町のうち 北小泉、竹谷、幡谷

気仙沼警察署

名 称	受 持 区 域
気仙沼中央交番	気仙沼市のうち 朝日町、新町、一景島、入沢、魚市場前、魚浜町、後九条、太田一丁目、太田二丁目、川崎、上田中一丁目、上田中二丁目、神山、北根坂、駒場、幸町一丁目から幸町四丁目まで、柴町、魚原一丁目、九条、北根坂、駒場、笹が磯、沢田、潮見町二丁目、潮見町、西反田、常楽、陣山、反松、渡の館山一丁目、館山二丁目、田中、田中前一丁目から魚町三丁目まで、田中、田谷前、内のかつ一丁目から内のかつ三丁目まで、内ノ脇、仲町一丁目、仲町二丁目、南郷、弁天町二丁目、稲美町、古郷一丁目から古郷四丁目まで、三丁目、三丁目まで、南町海岸、本町一丁目、本町二丁目、八日町一丁目、八日町二丁目

鹿折駐在所	気仙沼市のうち 大浦、大峠山、上西側、上東側、上東側根、蔵底、小ヶ汐、三ノ浜、白石、新浜町一丁目、新浜町二丁目、高判形山、中みなと町、浪板、錦町一丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、西中才、西八幡前、西みなと町、二ノ浜、浜、浜町一丁目、本浜町一丁目、本浜町二丁目
-------	---

松岩駐在所	気仙沼市のうち 赤岩石兜、赤岩老松、赤岩大石倉、赤岩大滝、赤岩小田、赤岩上羽田、赤岩五飯嶽、赤岩四十二、赤岩長柴、赤岩羽田、赤岩平貝、赤岩前田、赤岩水梨子、赤岩港、赤岩宮口下、赤岩迎前田、赤岩物見、赤岩千岩田、赤岩月崎、赤岩松崎、赤岩松崎片浜、赤岩浦田、赤岩長井、赤岩月星谷、赤岩尾崎、松崎面崎、松崎下赤田、松崎上金取、松崎金取、松崎鶴登、松崎立石、松崎下赤田、松崎下金取、松崎中瀬、松崎五太鯉、松崎地生、松崎前浜、松崎丸森、松崎柳沢、物倉山
-------	--

新月駐在所	気仙沼市のうち 明戸、阿賀月、磯沢、岩ヶ崎、内松川、大林、落合、角地、鹿ノ倉、川上、川崎尻、川原崎、金成沢、切通、久保、黒石山、黒沢、小ヶ、養棚、下新田、下久瀬、新関根、新台、新田、新早稲谷、関根、泉ヶ鼻、台、田尻沢、塚沢、百目木、所沢、長谷間、名木沢、東新坂一丁目から東新坂三丁目まで、細尾、前木、松川、松川前、茗荷沢、柳沢、芳ノ口、早稲谷、渡戸、和野
-------	--

階上駐在所	気仙沼市のうち 最知荒沢、最知川原、最知北最知、最知南最知、最知森合、長磯赤目、長磯後沢、長磯大津、長磯原ノ沢、長磯船原、長磯前林、長磯牧通、長磯長磯森、長磯大津、長磯七半沢、長磯下原、長磯島子沢、長磯中原、長磯二本松、波路上明戸、波路上岩井崎、波路上後原、波路上内田、波路上内沼、波路上崎野、波路上杉ノ下、波路上瀬向、波路上野田、波路上原、波路上牧、波路上向田、波路上向原
-------	--

大島駐在所	気仙沼市のうち 浅根、磯草、浦の浜、大初平、大前見島、大向、亀山、小前見島、駒形、外畑、外浜、高井、田尻、長崎、中山、廻館、三作浜、要害、横沼
-------	--

唐桑駐在所	気仙沼市のうち 唐桑町
-------	----------------

本吉駐在所	気仙沼市のうち 本吉町（泉、猪の鼻、歌生、叩名沢、漆原、川原、北明戸、大沢、大柴、大東、尾田、風越、鹿の子、上川内、斜嶺、信夫、下川内、高岡、滝下要害、新北明戸、新圃の沢、新南明戸、菅の沢、津谷新明戸、中沢、平貝、津谷長根、津谷松尾、津谷松岡、寺要害、圃の沢、林の沢、東川内、向畑、中平、長達、西川内、二十二龍町頭、幣掛、松ヶ沢、道外、南明戸、宮内、柳沢、上野、蔵野）
-------	---

大谷駐在所	気仙沼市のうち 本吉町（赤牛、天ヶ沢、石川原、後田、大朴木、大森、大谷、沖の田、木田、戸、九多丸、窪、寺谷、長根、長畑、野々下、日門、高根、沢、前浜、三島、谷地、山谷）
-------	---

佐沼警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	登米市のうち 迫町（佐沼及び森）

中田交番	登米市のうち 中田町
------	---------------

北方駐在所	登米市のうち 迫町（北方）
-------	------------------

新田駐在所	登米市のうち 迫町（新田）
-------	------------------

米山駐在所	登米市のうち 米山町（西野）
-------	-------------------

中津山駐在所	登米市のうち 米山町（中津山）
--------	--------------------

吉田駐在所	登米市のうち 米山町（西野及び中津山を除く。）
-------	----------------------------

柳津駅在所	登米市のうち 津山町（柳津）
横山駅在所	登米市のうち 津山町（横山）
豊里駅在所	登米市のうち 豊里町

河北警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	石巻市のうち 相野谷、血貝、中島、中野、成田（根岸山畑、境山畑、袖吉野、内吉野、吉野前、袖吉野前、大曲土手外、岩崎前及び岩崎土手前を除く。）、馬殿

大谷地駐在所	飯野、小船越、成田（根岸山畑、境山畑、袖吉野、内吉野、吉野前、袖吉野前、境前、大曲土手外、岩崎前及び岩崎土手前）、二子一丁目から二子三丁目まで
--------	---

二俣駐在所
石巻市のうち
大森、北境、東福田、三輪田

大川駐在所	石巻市のうち 尾崎、釜谷、長面、針岡、福地
-------	--------------------------

雄勝駐在所	石巻市のうち 雄勝町
-------	---------------

桃生駐在所	石巻市のうち 桃生町（寺崎、 城内及び中津山）
-------	-------------------------------

榎崎駐在所	石巻市のうち 桃生町（榎崎、永井、脇谷、倉埵、牛田及び太田）
-------	-----------------------------------

神取駐在所	石巻市のうち 桃生町（高須賀、神取、給人町及び新田）
-------	-------------------------------

北上市	石巻市のうち 北上市
-----	---------------

南三陸警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	本吉郡南三陸町のうち志津川
戸倉駐在所	本吉郡南三陸町のうち戸倉

[illegible]

登米警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	登米市のうち 登米町
東和駐在所	登米市のうち 東和町

古川警察署

[illegible]

大和警察署

大和警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	黒川郡大和町のうち まいの一丁目（一番から七番まで）、吉岡、吉岡天皇寺東、吉岡東一丁目 から吉岡東三丁目まで、吉岡まほろば二丁目、吉岡南三丁目、吉岡 南一丁目、吉岡南三丁目、吉岡南三丁目、吉岡（北谷地、北要害、新要害、南要害、 要害川原、高田、高田東、高田西、高田下原、東五福院、南五福院、上五 福院、南谷地、西風、上松木、下松木、中松木、松木及び松木川原）
富谷交番	富谷市のうち あけの平一丁目からあけの平三丁目まで、一ノ岡、今泉、大童、豊田（瀬 ノ木、瀬戸ノ沢、花ノ沢、高屋敷、松場、土屋沢及び釜ノ沢を除く。）、三 ノ岡、志野田、太子堂一丁目、太子堂二丁目、太子堂三丁目、太子堂四丁目、 二丁目、富谷（大清水上を除く。）、西成田（千刈沖、新千刈沖、下八百刈、 荒井向、荒井向東、白鳥及び荒井向西二番）、二ノ岡、日吉台一丁目から 日吉橋三丁目まで、ひより台一丁目、ひより台二丁目、柱乃橋一丁目、柱 乃橋二丁目
富谷交番	黒川郡大和町のうち 小野（新道、新坊及び前沢）、もみじヶ丘一丁目からもみじヶ丘三丁目まで、 杜の丘一丁目から杜の丘三丁目まで
成田交番	富谷市のうち 明石、明石台一丁目から明石台九丁目まで、石積、大亀、大清水一丁目、 大清水二丁目、上総木一丁目、上総木二丁目、穀田（瀬ノ木、瀬戸ノ沢、 花ノ沢、高屋敷、松場、土屋沢及び釜ノ沢）、鷹乃杜一丁目から鷹乃杜四 丁目まで、富ヶ丘一丁目から富ヶ丘四丁目まで、富谷（大清水上）、成田 一丁目から成田九丁目まで、西成田（千刈沖、新千刈沖、下八百刈、荒井 向、荒井向東、白鳥及び荒井向西二番を除く。）、東向陽台一丁目から東 陽台三丁目まで
宮床駐在所	黒川郡大和町のうち 小野（新道、新坊及び前沢を除く。）、学苑（二番二及び二番三を除く。）、 宮床

栗原警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	栗原市のうち 栗館(赤坂、森田、萩沢、小淵、佐野原、高森、築館青野、築館伊豆一丁目から新後沢及び下宮野(桜町、築館木戸、築館藤木、築館宮野中央一丁目(1番から15番まで)、高田三丁目まで、築館藤木、築館宮野中央一丁目(1番から7番まで及び10番)、築館宮野中央三丁目、築館葉師一丁目)から築館葉師四丁目まで、築館葉師台
若柳幹部交番	栗原市のうち 若柳、若柳有賀、若柳武鎗
栗駒交番	栗原町のうち 栗駒岩ヶ崎、栗駒里谷、栗駒猿飛来、栗駒鳥沢(大山下、山子下及び山神栗を除く。)、栗駒中野(廻立、新廻立、中屋敷(一部)、大仏、龍田、新龍田、貝ヶ森、栗駒深谷)
金成駐在所	栗原市のうち 金成姉瀨崎、金成稲荷前、金成人生田、金成人ノ沢、金成祝、金成後長根沢、金成宇南崎、金成狼ノ沢、金成大久保沢、金成大渠、金成大原木、金成大平、金成翁沢、金成上町、金成小堤、金成小旦、金成大金山沢、金成上富田、金成豊長、金成上町、金成西裏、金成上町東裏、金成金生、金成熊ノ下、金成源太郎、金成黄金田、金成新金生、金成桜新楼町、金成沢辺、金成清水田、金成下田、金成下沼田、金成新金生、金成新桜町、金成新町、金成新町裏、金成合田畑、金成大林寺沢、金成館下、金成津久毛、金成銅瓦、金成長根、金成長根沢、金成長間田、金成中町西裏、金成梨崎、金成榎木沢、金成日向、金成山田中堤下、金成平治屋敷、金成春公ッ屋敷、金成宮前、金成山中堤下、金成横広、金成四ッ屋敷
有壁駐在所	栗原市のうち 金成赤見、金成有壁、金成片馬合、金成末野、金成普賢堂、金成藤渡戸
尾松駐在所	栗原町のうち 栗駒泉沢、栗駒稲屋敷、栗駒芋坪、栗駒片子沢、栗駒栗原、栗駒桜田、栗

瀬峰駐在所

[illegible]

[illegible]

真山駐在所	上真山、袖山、上真山、久、上真山西、葛岡野沢、葛岡橋津、葛岡南無田、葛岡大御田、葛岡高田、葛岡、葛岡早坂、葛岡岩ノ沢、葛岡中屋敷、葛岡柳田、葛岡二本松、葛岡、葛岡樋田、葛岡、葛岡宮ノ下、葛岡引沼、葛岡沼田、葛岡岩下、葛岡宮地、葛岡、葛岡折居沢、葛岡、葛岡急松、葛岡脇屋敷、葛岡向田、葛岡中館、葛岡天神前、葛岡田、葛岡山際、葛岡田川戸沢、下真山穴ノ原、下真山運谷、下真山北山、下真山盛館、下真山盛館前、下真山中里向、下真山馬伏谷、下真山六田、下真山六田前、下真山古田向、下真山大坪、下真山三十九、下真山中山、下真山雲雀休、下真山清水、下真山横川、下真山奥崎、下真山明山、下真山落合、下真山助沢、下真山小坪、下真山小坪西、下真山欠前、下真山袋、下真山黄金田、下真山黄金田前、下真山佐野、下真山黄金森、下真山中山、下真山力石、下真山力石北、下真山力石西、下真山馬場、下真山要害、下真山寺前、下真山天神、下真山天神前、下真山地蔵田、下真山田中、下真山下川原、下真山大畑、下真山沖、下真山祓助山、下真山石神、下真山箱形、下真山宿沢、下真山宿沢西、下真山宿沢前、下真山諏訪原、下真山栗木沢、下真山小田沢、下真山八幡、下真山東、下真山南、下真山北)
池月駐在所	大崎市のうち 岩出山（上真山大森）、岩出山池月、岩出山下一栗（片岸浦の一部を除く。）

加美警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	加美郡加美町のうち 赤塚、穴畑、一本杉、一本柳、一本柳南、岡町、押登目、鹿島、上狼塚、上川原、上多田川、雁原、北町、木伏、田館、下狼塚、下川原、下多田川、上新田、白子田、城生、新川原、新木伏、住吉、雑式目、大門、百目木、菜切谷、西佳原、西田、西町、羽場、平柳、町裏、町西、南町、焼橋、薬師堂、矢越、四日市場
小野田駐在所	加美郡加美町のうち 石原、二里塚、上野原、上北浦、北寺宿、北ノ口、下北浦、下タ川原、下野田、下原、新小路、神山西、千刈田、長清水、北雷屋敷、南雷屋敷、荒田、浦田、小泉谷地田及び高江、月崎、照井、長檜、高谷地屋敷、焼橋、焼橋東、焼橋浦、宮崎道下、空沼道下、高谷地西、町屋敷、南小路、南寺宿
西小野田駐在所	加美郡加美町のうち 味ヶ袋、幸沢、漆沢、門沢、庫原、上野日、小瀬、長清水（北、ニツ塚、長清水南及び大西、樽前、三本松、松田、庄右エ門、八幡堂、八幡堂西、仁平屋敷、沢目田、東、大曲浦、瀧清水、赤橋、堤田、樽東、長谷地、台崎南東、台崎西北、台崎屋敷、赤堀、反目、反目南、反目北、大谷地北浦、南原、街道端及び浦田）、原町、水芋屋敷
宮崎駐在所	加美郡加美町のうち 北川内、木舟、君ヶ袋、小泉、米泉、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、沼ヶ袋、孫沢、宮崎、谷地森、柳沢
四釜駐在所	加美郡色麻町のうち 王城寺（渡戸、渡戸南、山下（一部）、権三前（一部）、横内（一部）、横内沢、沢口、寺沢、駒込及び西原）、四釜（岡町、上郷、二反田、字町、楓木町、狐塚、北谷地、北川原、町西、沼川原、町東、本郷、滝及び高台堂）

王城寺原駐在所	加美郡色麻町のうち 一の関、王城寺（私台堂、八原、横内（一部）及び権三前（一部）、四釜（道合、除、東原、指浪、新指浪、袋、伝八及び大原）、大
清水駐在所	加美郡色麻町のうち 王城寺（山下（一部）及び沢口山）、黒沢、小栗山、志津、清水、高城、高根、平沢、吉田 加美郡加美町のうち 中嶋

岩沼警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	岩沼市のうち 相の原一丁目、あさひ野二丁目、阿武隈一丁目、阿武隈二丁目、朝日、あさひ野一丁目、あさひ野二丁目、阿武隈一丁目、阿武隈二丁目、荒井西（一部）、稲荷町、大手町、焼橋、桑原一丁目から桑原五丁目まで、一丁目、栄町一丁目から栄町三丁目まで、桜一丁目からたけくま三丁目まで、武隈一丁目、館下一丁目から館下三丁目まで、館下、中央一丁目から中央四丁目まで、自から吹上三丁目まで、土ヶ崎四丁目まで、中谷地、東谷地、吹上一丁目一丁目、二木二丁目、二木二丁目、本新田、本町、松崎、山桜
増田交番	名取市のうち 大手町一丁目から大手町六丁目まで、小山一丁目から小山三丁目まで、上余田、下余田、田崎、手倉田（山を除く。）、箱塚一丁目（1番から11番まで）、増田一丁目から増田九丁目まで、増田、杜せきのした一丁目から杜せきのした三丁目まで、杜せきのした五丁目
高館交番	名取市のうち 相互台一丁目から相互台四丁目まで、高館川上、高館熊野堂、高館吉田、三丁目まで、ゆりが丘一丁目からゆりが丘五丁目まで
館腰交番	名取市のうち 愛の杜一丁目、愛の杜二丁目、飯野坂一丁目から飯野坂七丁目まで、飯野坂、植松一丁目から植松四丁目まで、植松、手倉田（山）、名取が丘一丁目から名取が丘六丁目まで、箱塚一丁目（12番から19番まで）、箱塚二丁目、堀内、本郷、愛島小豆島、愛島笠島、愛島北目、愛島塩手、愛島台一丁目から愛島台八丁目まで、愛島郷一丁目、愛島郷二丁目
千貫駐在所	岩沼市のうち 荒井（一部）、小川、北長谷、志賀、竹の里一丁目から竹の里三丁目まで、長岡、平等一丁目から平等四丁目まで、松ヶ丘一丁目から松ヶ丘四丁目まで、三色吉、南長谷
早股駐在所	岩沼市のうち 押分（須加原を除く。）、里の杜一丁目から里の杜三丁目まで、玉浦西一丁目から玉浦西四丁目まで、寺島、早股、恵み野一丁目から恵み野三丁目まで
下野郷駐在所	岩沼市のうち 押分（須加原）、空港西一丁目、空港西二丁目、空港南一丁目から空港南六丁目まで、下野郷

関上駐在所	名取市のうち 牛野、大曲、小塚原、高柳、関上一丁目、関上七丁目、関上、関上中央一丁目、関上中央二丁目、関上西一丁目、関上西二丁目、関上東一丁目から 関上東三丁目まで
下増田駐在所	名取市のうち 下増田、杉ヶ袋、美田園一丁目から美田園八丁目まで、美田園北、杜せきのした四丁目

大河原警察署

名	称	受持区域
大河原駅前交番	柴田郡大河原町のうち 金ヶ瀬、堤、南平、新寺、東新町、広表及び緑町を除く。	
柴田交番	柴田郡柴田町のうち 上下名生、北船岡一丁目から北船岡三丁目まで、剣崎一丁目、剣崎二丁目、東下名生、中名生、西船岡一丁目から西船岡四丁目まで、東船岡一丁目、東船岡二丁目、船迫二丁目、船岡、船岡新築一丁目から船岡手内一丁目まで、船岡中央一丁目から船岡中央三丁目まで、船岡西一丁目、船岡西二丁目、船岡東一丁目から船岡東四丁目まで、船岡南一丁目、船岡南二丁目、本船迫	

金ヶ瀬駐在所	柴田郡大河原町のうち 金ヶ瀬、堤、南平、新寺、東新町、広表及び緑町
--------	--------------------------------------

柴田郡柴田町のうち
入間田、海老穴、上川名、小成田、槻木、槻木駅西一丁目から槻木駅西三丁目まで、槻木上町一丁目まで、槻木下町一丁目から槻木新町一丁目まで、槻木下町三丁目まで、槻木白幡五丁目まで、槻木東一丁目から槻木西一丁目まで、目から槻木西三丁目まで、槻木東一丁目から槻木東三丁目まで、槻木富沢、成田、葉坂、船迫、一丁目、松ヶ越二丁目、松ヶ越一丁目、四日市場が丘一丁目、

川崎駐在所
柴田郡川崎町のうち
今宿(町尻)野上町
清水山林、前坂合町、
石橋、笹谷町、笹谷入
下碓、支倉台一丁目、
上碓、支倉、本町、荒
館山、裏尻、金

西林山、丸門、シシナ
沢、蟹沢、北原、川崎
原、下原、関堀下、
越前山、下邊、清水
筋、大針、小松、中
道、北原、北原、新
郷、伊勢原、本砂

清水筋畑、関堀下、
下邊、清水山根、
銀杏木、松春山内、
大針、中道、本砂

青根駐在所
紫田郡川崎町のうち
青根温泉、今宿、南立野、立野、土橋、垣ノ内、前畑、浦畑、沢田、
川前畑、小山岸、西田、立野屋敷壹拔、立野東原、立野北原、青根道上、
北沢山、湯坂、ノ台、大塚山及び青根道下)、前川(名号下山、腹帯、新腹帯、末森、
沼ノ平、六方、轅々、手代塚山、松葉森山、腹帯、八沢、大森、
枇杷赤山、羽根落山、桶現峯、大手原、浪形、
南山、内林山、大同、中西、榎木、下原及び本城)

村田駐在所	柴田郡村田町
-------	--------

白石警察署

名	称	受持区城
白石駅前交番	白石市のうち 旭町一丁目から旭町七丁目まで、大鷹沢大天、免作、延命寺北、大鷹沢三沢、大手坂谷、大畑一番、大畑二番、澤目、新館、清水平路、十王堂前、不登ヶ池、外河原、白鳥一小下倉、寿山、沢端、沢端町、沢目、新館、鷹巣東一丁目から鷹巣東四丁目まで、長町、東町三丁目から鷹巣西三丁目まで、銚子ヶ森、寺屋敷前、平屋敷ノ原一番、西ノ原二丁目から田町三丁目まで、半福岡蔵本(勝坂、平屋敷、馬場、中町、東ノ邊野原益岡内、六丁目まで、南屋敷、田ノ入、北屋敷、箕輪田、大の坂、滝下台、一丁上、細野、原屋敷、愛宕山、箱根山、石神、南石神、梁崎、西坂、六雲、三合田一番、三合田二番、樋口、石淵、釜治屋敷、田上、田子屋敷、坪家、沢裏、南部山、松明裏、二番、福岡長袋(右川)、二番、天神北、沖、小倉山、鹿ノ屋敷、上ノ松輪田、陣堰、河原沢、釘治屋敷、田上、田子屋敷、坪家、沢裏、南部山、三部山、将紐石北、箱根、向ノ山及び湯殿山を除く。)益岡町、南町二丁目、本鍛冶小路、本町、柳川原、柳、巨理町	

越河駐在所	白石市のうち 越河、斎川
鎌先駐在所	白石市のうち 福岡蔵本、鎌先一番、 田切、中原、上田切、 壇、鍛冶屋敷、鍋石、 小屋、茶園、尾籠、菅生 小倉山、鹿ノ屋敷、上ノ 小森、小森山、沢ノ入、 坪屋沢裏、福岡八宮、 岡深谷、福岡八宮、 鎌先二番、上原、下原、 逆川、源田、横町、念仏、 田中、錦石一番、田中、 宮生田及び乗師堂、福岡 河原沢、鍛冶屋敷北、久保、 三郎山、永坂、沼田、 箱塚、向ノ山及び湯殿山、 狐峯一番、狐峯二番、 亀ヶ坂、良口、陣場、 南部屋敷、供養北、 石端、天津汲北、作屋、 鍛冶屋敷北、陣場、 田上、田子屋敷、 山及び湯殿山、

白川駐在所	白石市のうち 白川
小原駐在所	白石市のうち 小原
宮駐在所	刈田郡蔵王町のうち 宮

遠刈田邸在所	刈田郡蔵王町のうち 門田（土浮山（1番地から65番地まで）及び釜沢）、遠刈田温泉
永野邸在所	刈田郡蔵王町のうち 門田（土浮山（1番地から65番地まで）釜沢、石橋、屋敷、寺西、泉屋敷、助六塚及び大畑を除く。）、塩沢、曲竹、矢附

平沢駐在所	刈田郡蔵主町のうち 円田（石橋、屋敷、寺西、泉屋敷、助六壇及び大畑）、小村崎、平沢
-------	--

關駐在所
刈田郡七ヶ宿町のうち
湯原駐在所の受持区域を除く区域

湯原駐在所	刈田郡七ヶ宿町のうち 稲子、田中、峠田、東口、干瀬、茂ヶ沢、湯原
-------	-------------------------------------

角田警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	角田市のうち 小田、角田、梶賀（高畑南圃）、豊室、横倉
丸森交番	伊具郡丸森町のうち 大内、大張、耕野及び筆甫を除く。
枝野駐在所	角田市のうち 枝野、島田
桜駐在所	角田市のうち 梶賀（高畑南圃を除く。）、佐倉
藤尾駐在所	角田市のうち 尾山、藤田
東根駐在所	角田市のうち 小坂、坂津田、鳩原、平貴
北郷駐在所	角田市のうち 江尻、岡、君萱、神次郎、花島
西根駐在所	角田市のうち 箱置、笠島、毛萱、高倉
筆甫駐在所	伊具郡丸森町のうち 筆甫
大内駐在所	伊具郡丸森町のうち 大内
大張駐在所	伊具郡丸森町のうち 大張、耕野

亘理警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	亘理郡亘理町のうち 字後袋、字鹿島、字上郡、字高屋、字鷹屋、字悠里、五日町、祝田、裏城戸、達隈後袋、達隈鹿島、達隈上郡、達隈上橋、新篠子橋、新前原、東側地域、北原、新奈、新篠子橋、島西、島東、島南、島屋崎、上米田、亀新谷地、常磐自動車道の東側地域、郡、達隈神宮寺、達隈祇、下米田、館南、道田及び前原を除く。）、達隈鶴屋、達隈下路、下小路、下平場、堂前、鹿野、砂取西、中町、中釣、西谷地、西谷地、新井町、堀の内、南新田、南町、吉田（池田、橋下、山、曾根及び橋元）、新井町、堀の内、南新田、南町、吉田（池田、橋下、

田沢駐在所	北田、大畑、大沢、宮前、作田、向山、中原、菅根下、松元、岩下、堰合、境、松崎、内谷、堂下、堂ノ入、北、西、南、大坂、畑中、一ノ坂、坂下、山下、各地添、原下、原添及び畑尻
-------	--

亘理郡亘理町のうち 達隈、達隈牛袋、達隈小山、達隈十文字、達隈田沢、達隈中泉

浜吉田駅前駐在所	亘理郡亘理町のうち 字海里、字苅浜、字吉田東、長瀬（南原、小橋、大橋、舟入、新海岸、大塚、上釣及びシツ込）、吉田（原、大塚、流、須賀畑、小橋、板橋、浜谷地、通橋、大谷地、塩田、内浦、村、道下、道下、砂浜、南上、南下、北上、北下、分残、上塚、下塚、北畑、北中、北西、畑西、畑東、松ヶ崎山及び南須賀畑）
----------	--

荒浜駐在所	亘理郡亘理町のうち 字荒浜、字島屋崎、字花苅、荒浜、達隈高屋（石堂東（常磐自動車道の東側地域）、北原、新奈、新篠子橋（常磐自動車道の東側地域）、新前原、東谷地（常磐自動車道の東側地域）、島西、島東、島南、島屋崎、中原及び前原）
-------	--

山下駐在所	亘理郡山元町のうち 浅生原（砂押を除く。）、大平、小平、高瀬（東石山原、西石山原、南山神、北山神、北の原、宿原、宮後、柳町、竹の内原、加茂川、大久保、室原、中島、南下高瀬、北下高瀬、西山下、館下、紅葉、南耕士、西中耕士、中北耕士、北、柳田、鷹田、板田、合戦原及び上土取場）、八手延、山寺（山下、石田、古屋敷、物見前、樋前、堂目木、作田山、山下町東、上籠田、南原、入山、石堂、赤坂、沼田、堂目木、作田山、山下町東、上籠田、南籠田、北籠田、大道及び新山）、鷺足
-------	---

山下駅前駐在所	亘理郡山元町のうち 浅生原（砂押）、高瀬（下津土、北沼、松田、西北谷地、天王川、南中須賀、北中須賀、西須賀、狐須賀、笠野、杉田、椿、赤坂、泉原、川津戸、新浜、下北耕士、諏訪原、東泉田、東北谷地、浜砂及び古谷地）、つばめの杜、丁目からつばめの杜、五丁目まで、山寺（牛橋、北頭無、西牛橋、北沼沼、東泥沼、東坪路、北坪路、真無、畑合、浜、西頭無、小平、大平、雁小屋、小谷地、東畑合及び須賀）
---------	---

坂元駐在所	亘理郡山元町のうち 坂元、真庭
-------	--------------------

（銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則）

第3条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成22年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第17条関係）

活 動 区 域	人 数
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。）別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	3

条例別表に規定する宮城県仙台北警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県若林警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県大和警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県栗原警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	3

条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県亘理警察署の管轄区域	1
計	47

附 則

この規則は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（令和6年宮城県条例第59号）の施行の日（令和7年3月21日）から施行する。

○宮城県公安委員会規則第5号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月6日

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
（課等の設置） 第3条（略） 2～4（略） 5 警察本部の次表左欄に掲げる課等に当該右欄に掲げる分駐隊を置く。 <table><tr><td>課 等</td><td>分 駐 隊</td></tr><tr><td rowspan="2">高速道路交通警察隊</td><td>古川分駐隊</td></tr><tr><td>川崎分駐隊</td></tr></table>	課 等	分 駐 隊	高速道路交通警察隊	古川分駐隊	川崎分駐隊	（課等の設置） 第3条（略） 2～4（略） 5 警察本部の次表左欄に掲げる課等に当該右欄に掲げる分駐隊を置く。 <table><tr><td>部</td><td>課 等</td></tr><tr><td rowspan="2">高速道路交通警察隊</td><td>古川分駐隊</td></tr><tr><td>_____</td></tr></table>	部	課 等	高速道路交通警察隊	古川分駐隊	_____
課 等	分 駐 隊										
高速道路交通警察隊	古川分駐隊										
	川崎分駐隊										
部	課 等										
高速道路交通警察隊	古川分駐隊										

6（略） 第3条の2～第17条の2（略） （警察署の職制） 第18条（略） 2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、	6（略） 第3条の2～第17条の2（略） （警察署の職制） 第18条（略） 2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、										

次表のとおりとする。ただし、本部長が必ず
要がないと認める職については、これを置
かないことができる。

職	職 務	階級
刑事官	(略)	(略)
	署長の命を受け、警察署における警察本部生活安全部及び刑事部の所掌に関する事務	

	_____を総括し、署長を補佐する。	
(略)		

3～9 (略)

次表のとおりとする。ただし、本部長が必ず
要がないと認める職については、これを置
かないことができる。

職	職 務	階級
刑事官	(略)	(略)
	署長の命を受け、警察署における警察本部生活安全部及び刑事部の所掌に関する事務（犯罪捜査に関する事務に限る。）	
	その他署長から特に命ぜられた事務を総括し、署長を補佐する。	
(略)		

3～9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。